

平成18年度

「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況

(平成18年4月～19年3月)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	1 法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」において，広報・啓発について，裁判員制度実施までの全体的な計画を策定するとともに，これを具体的に実践するための計画を年度ごとに策定し，これらに基づき協力して計画的・効果的な広報・啓発活動を実施する。また，各地においては，これまでの取り組みを一層充実させるとともに，活動内容に応じて，全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所，検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用するなどしつつ，各地の機関・団体とも緊密な連携を図って広報・啓発活動を推進する。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」において，平成18年3月31日，平成18年度の裁判員制度広報に関する計画を策定し，同計画に基づき，裁判員制度の意義，手続の概要，裁判員の役割等を広く国民に周知させ，同制度に対する関心を高めるとともに，国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標として，法曹三者が協力して，広報啓発活動を展開した。</p> <p>また，全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所，検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用し，法曹三者が連携・協力して地域の実情に即した広報啓発活動を展開した。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>裁判員制度広報推進協議会(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)において，平成19年度の広報計画を策定し，これに基づき広報活動を実施する。</p>		

広報活動は、アンケート調査等の分析を踏まえ、訴求の重点を修正・設定しながら実施する。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

法務省は、今後2年間（平成19・20年度）の法務・検察全体計画を策定し、各検察庁に提示するとともに、各検察庁においても、同計画に基づいて具体的な広報計画を策定し、地域の実情に即した重点対象の選定とその対象に応じたアプローチを行い、特に国民が抱いている刑事裁判への参加に対する懸念や不安の解消を主眼とした説明に努める。

さらに、昨年度に引き続き、全国各地で、二次的な広報啓発主体となり得る国の地方支分部局や地方自治体等に協力を求め、その職員等を集めた裁判員制度の説明会などを実施する。

そのほか、引き続き、全国で教員の研修を行うとともに、成人の日の前後に説明・講演会を実施することなども予定している。（法務省）

制度導入後に裁判員裁判を主宰する立場から、裁判員制度の意義、裁判員の役割等の周知に加え、選任手続を含む裁判員裁判全体の具体的なイメージを国民に理解してもらうための広報活動を展開し、参加意識の醸成を目指す。（最高裁判所）

日本弁護士連合会内に設置した裁判員制度実施本部の取組等をより一層充実させ、法務省、最高裁判所と連携しつつ、法曹三者の広報・啓発活動を推進するとともに、弁護士会独自の広報計画を策定し、推進する。（日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	2 国民が裁判員として刑事裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等について具体的かつ分かりやすく説明したリーフレット及びパンフレットを作成し、地方自治体等とも連携しつつ全国で配布するほか、広報用ポスターを作成し全国で掲示するなどして、国民の裁判員制度に対する認知度と関心を高め、理解を深めるための広報活動を行う。リーフレット及びパンフレットについては、関係機関、関連団体の窓口等で配布するほか、全国の世帯に配布するよう努める。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）
【実施状況】		

平成18年9月に、法曹三者連名のパンフレット改訂版を計240万部作成し、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会のほか、全国の自治体、中学・高校・大学（短大を含む。）、公民館、図書館、警察署等に送付し、その他関係機関・団体にも適宜送付するなどして、全国的に配布した。（法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会）

平成18年8月、重点的広報啓発対象である若い世代を意識し、現役の高校生をモデルにした3種類のポスターを計22万8,000部作成し、全国の裁判所、検察庁、弁護士会のほか、全国の自治体、中学・高校・大学（短大を含む。）、公民館、図書館、警察署その他関係機関・団体等に適宜送付するなどして、全国的に掲示された。（法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会）

平成19年2月から3月にかけて、上記ポスター等計1万2,300部を、首都圏、名古屋、関西圏、札幌、仙台、広島、福岡、高松を中心に、全国のJR、私鉄、地下鉄の駅構内、車内等に掲出した。（法務省）

平成18年9月、上記ポスターのデザインと裁判員制度に関する解説を内容に盛り込んだリーフレットを150万部作成し、全国の検察庁を通じて広報啓発活動の場において配布した。（法務省）

全国の検察庁では、裁判所及び弁護士会の協力を得て、あるいは単独で、地元で開催される各種イベントに積極的に参加し、同会場において、来場者に対し、パンフレットやリーフレットを配布した。（法務省）

裁判員制度や刑事裁判について詳細に解説したブックレットにつき、新たに最高裁判所が公表した選任手続のイメージ案を加え、裁判員裁判対象事件数等のデータを盛り込んだ改訂版を約26万部作成し、裁判所が開催した行事の参加者や全国の自治体、高校・大学（短大を含む。）、公立図書館等に配布した。（最高裁判所）

若い世代を対象にQ&A形式でイラストを用いて分かりやすく裁判員制度を解説したイラスト入りパンフレットを15万部作成し、裁判所が開催した行事の参加者や全国の公立図書館等に配布した。（最高裁判所）

企業経営者向けに、勤労者が裁判に参加しやすい職場の環境作りを求めること等を内容とするパンフレットを約11万部作成し、裁判所が開催した行事の参加者や経営者団体、各企業等に配布した。（最高裁判所）

ポスター、チラシ等を作成し、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会等において掲示、配布した。（最高裁判所）

新聞（中央紙5紙）及び雑誌（11誌）に仲間由紀恵さんを起用した純広告及び裁判官のインタビューや人気漫画を利用したタイアップ広告等を展開した。（最高裁判所）

日本弁護士連合会会紙「日弁連新聞」や機関誌「自由と正義」に裁判員制

度に関する記事・論文を掲載し、特に会員に対し、同制度導入にあたっての理解・準備の促進を図った。(日本弁護士連合会)

第一法規株式会社のホームページにある「Monthly Interview」の取材対応に協力し、その第4回に日本弁護士連合会会長インタビュー記事が掲載された。(日本弁護士連合会)

平成18年5月26日、株式会社フジテレビジョンにおいて局員を対象とした研修を行った。模擬裁判を中心とした研修に、約200名の社員が参加した。(日本弁護士連合会)

平成18年6月24日放映の「週刊フジテレビ批評」に酒井幸会員(東京弁護士会)が出演し、5月に同社で実施した社員研修について紹介したほか、制度の概要について解説した。(日本弁護士連合会)

産経新聞の連載マンガコーナーで「裁判員制度」が採りあげられ、取材に協力し、同制度導入の意義について説明した。平成18年9月23日の同紙に取材記事が掲載された。(日本弁護士連合会)

月刊誌「WEGDE」(平成19年3月20日発売・4月号)に裁判員制度に関する日本弁護士連合会会長とトヨタ自動車の張富士夫会長との対談記事が掲載された。(日本弁護士連合会)

平成19年3月、裁判員マンガ「裁判員になりました - 疑惑と真実の間で - 」を初版1万部作成し、配布等をした。(日本弁護士連合会)

平成18年11月12日、19日及び26日、日本弁護士連合会の川副正敏副会長が東京新聞の書評欄「テーマで読み解く現代/裁判/上・中・下」を執筆し、刑事裁判に関する著名小説やノンフィクションの書評を通じて市民に対する裁判員制度等の周知と啓発に努めた。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

引き続き、パンフレット・ポスターを作成・配布等する。(法務省)

引き続き、ブックレット等を作成、配布する。(最高裁判所)

引き続き、裁判員マンガの配布等を行う。また、弁護士会独自のパンフレットを作成し、全国の弁護士会、学校等に配布する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	3 裁判員の参加する刑事裁判について国民が具体的に理解でき、かつ、刑事裁判への参加の意義を実感できる内

		<p>容の広報用ビデオを作成し、移動・出前教室の機会を利用し、あるいは大学等の協力を得てこれを上映するほか、全国の学校、図書館、公民館等に備え置いて上映・貸出を行うよう要請するなど、映像媒体を利用した広報・啓発活動を推進する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p>
--	--	---

【実施状況】

平成18年5月18・19日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同年6月1・2日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において、都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事に対し、裁判員制度等の資料を配布した。(文部科学省)

平成17年度に制作した広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら - 」(中村雅俊監督、西村雅彦主演) VHS計2,150部、DVD4万6,000部につき、引き続き全国の検察庁において、上映・貸出を行った。また、同VHS、DVDを、全国の自治体、中学・高校・大学(短大を含む。)、公民館、図書館、警察署等に送付するなどして、全国的に上映・貸出された。(法務省、文部科学省)

平成17年度文部科学白書に、社会教育施設等における裁判員制度等に関する教育・啓蒙活動の推進について取り上げた。また、法務省が全国の中学・高校・大学(短大を含む。)、公民館、図書館等に送付したリーフレット(広報DVD付き)等が適切に活用されるよう関係会議等の機会に促した。(文部科学省)

平成17年度に制作した裁判員制度広報用映画「評議」を、全国の裁判所、公立図書館、全国の高校・大学(短大を含む。)、大学院等に配布した。

また、同映画を題材としたパンフレット、ポスター及びチラシを制作し、ビデオとともに全国の裁判所で貸し出した。(最高裁判所)

法務省及び日本弁護士連合会の協力を得て、選任手続を中心に裁判員裁判を描いた広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」を企画・制作し、VHSを計4,000部、DVDを計2万部、それぞれ作成し、全国の裁判所、公立図書館、都道府県、市区町村、全国の高校・大学(短大を含む。)、大学院等に配布した。また、同映画を題材としたパンフレット、ポスター及びチラシを制作し、全国で配布した。(最高裁判所)

中高生を対象に刑事裁判や裁判員制度を理解してもらうためのアニメーションビデオ「ぼくらの裁判員物語」を企画・制作し、VHSを計3,500部、DVDを計6,600部を、それぞれ作成し、全国の裁判所、公立図書館等に配布した。(最高裁判所)

裁判員制度全国フォーラムで上映するためのビデオ「見てみよう。『裁判員制度のあらまし』」,「聞いてみよう。『裁判員に選ばれるまで』」,「『わたしが裁判員！？』～未来の刑事裁判体験記」を企画・制作し,同フォーラムで上映するとともに,各地で開催する裁判員制度説明会等においても上映した。(最高裁判所)

裁判員制度の概要及び意義を60秒で描いた映画予告編広告用の映像を企画・制作し,平成18年12月から平成19年1月にかけて,全国98の劇場,239スクリーンで上映した。また,制作した映像のDVDを計200部作成し,全国の裁判所に配布し,裁判員制度説明会等で上映した。(最高裁判所)

平成18年12月25日,映画の特別試写会を弁護士会館内クレオで開催し,その試写会後,裁判員制度等について,周防監督と会員をパネリストにパネルディスカッションを行い,参加者とともに制度の意義について考えた。(日本弁護士連合会)

フジテレビNONFIX「司法シリーズ 裁判員制度」に対する取材協力を行い,平成18年7月20日に放送された。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

学校教育における法教育の充実を図るため来年度開催予定の各教育委員会において学校等を指導する立場にある指導主事の研修会等において,裁判員制度等の資料を配布していく予定。(文部科学省)

引き続き,広報ドラマ(VHS, DVD)の上映・貸出を行う。(法務省, 文部科学省)

平成18年度文部科学白書に,社会教育施設等における裁判員制度等に関する教育・啓蒙活動の推進について取り上げる。また,法務省が全国の中学・高校・大学(短大を含む。),公民館,図書館等に送付したリーフレット(広報DVD付き)等が適切に活用されるよう関係会議等の機会に促す。(文部科学省)

上記のとおり,引き続き,広報用映画を活用し,広報活動を行う。(最高裁判所)

裁判員ドラマ「裁判員～決めるのはあなた」の第2弾製作の検討及び大阪弁護士会が作成した「裁判員はあなた」(DVD)を活用した新たな広報企画を検討する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	<p>4 裁判員制度について具体的かつ分かりやすく紹介するウェブ・サイトを設け、同サイトを使って広報用ビデオの配信を行ったり、国民からの質問・要望等に答えたり、関連サイトとのリンクを設定するなど、コンテンツの充実等に努め、インターネットを活用した広報活動を推進する。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p>
<p>【実施状況】</p> <p>法務省のホームページに設けられた裁判員制度専用のコーナーのコンテンツを見直して、より分かりやすく親しみやすい内容となるよう大幅な変更を行い、裁判員制度の紹介のみならず、各種行事の実施に関する事前周知、法務省・検察庁による各種広報啓発活動状況等を随時更新しつつ掲載するなどした(平成18年4月から平成19年2月までの間にアクセス数約20万件)。</p> <p>また、広報用ドラマ「-もしもあなたが選ばれたら-」(ダイジェスト版)を配信している政府インターネットテレビへのリンクを設定するなどしてコンテンツの充実に努めた。(法務省)</p> <p>裁判員制度専用のウェブサイト上に、新たに広報用映画「評議」(- 3)本編及び映画予告編広告等(- 3)の動画コンテンツを追加したほか、各種アンケートの結果や選任手続のイメージ案等最新の情報を掲載した。また、同ウェブサイトに設置したご意見箱に届いた200を超える意見等を参考にするなどして、ウェブサイトの内容を充実させ、一方で、このウェブサイトへの誘引を図るため、インターネットバナー広告を実施した。(最高裁判所)</p> <p>新たに、裁判員制度携帯電話サイト及び裁判員制度メールマガジンを開設し、裁判員制度に関する最新の情報を国民に伝えた。(最高裁判所)</p> <p>従前より日本弁護士連合会ホームページに「裁判員制度」コーナーを設け、制度の解説及び日本弁護士連合会の取組状況について紹介していたが、平成18年7月に全面的にリニューアルし、「体験しよう裁判員制度」として、裁判員、弁護人の役割についてゲーム感覚で学べるコーナーを新設したほか、「弁護人の役割」について読みもの感覚で学べるコーナーも追加し、コンテンツの刷新・充実を図った。今回のリニューアルに伴い、アクセス数が飛躍的に伸びた。(日本弁護士連合会)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き、内容を充実させながらホームページにより情報を発信する。(法</p>		

務省)

引き続き，ウェブサイト，携帯電話サイト及びメールマガジンを充実させ，活用する。(最高裁判所)

日本弁護士連合会ホームページ「裁判員制度」コーナーにつき，随時更新し，さらにコンテンツを充実させる。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	5 裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行い，裁判員制度に関する広報を推進する。法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会は，政府広報の内容がより充実したものとなるよう協力する。(内閣府，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>平成18年5月，政府広報オンラインの「ピックアップ」のコーナーで，裁判員制度を詳しく解説した。(内閣府，最高裁判所)</p> <p>政府広報誌「C a b i ネット」(平成18年6月1日号。発行部数約10万部)において，法務大臣のインタビュー記事を掲載し，その中で裁判員制度を取り上げた。(内閣府，法務省)</p> <p>政府インターネットテレビの「ガダルカナル・タカの我が家で学ぶ構造改革」において，田中喜代重弁護士の出演で，裁判員制度について取り上げ，18年8月から掲載している。(内閣府，法務省)</p> <p>テレビ定時番組「ニッポン早わかり」(平成18年10月21日放送分)において，前検事総長の松尾邦弘弁護士の出演で，裁判員制度を詳しく解説した。(内閣府，法務省)</p> <p>中高生向け教材「政策学習資料」で，裁判員制度を取り上げた。(内閣府，法務省)</p> <p>政府インターネットテレビの「暮らしのお役立ち情報」チャンネルに「知りたい！学びたい！裁判員制度」を掲載した。(内閣府，法務省)</p> <p>週刊誌「日経ビジネス」(平成19年3月23日発売号)において，裁判員制度の広告を掲載した。(内閣府，法務省)</p> <p>昨年度に引き続き，政府インターネットテレビを通じて全国に広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら - 」(ダイジェスト版)の配信を行った。(内閣府，法務省)</p>		

【今後の予定】

引き続き、法務省を始めとする各省庁等の協力を得ながら、裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行う。(内閣府,法務省)

裁判員制度実施本部にて協力体制を整備しており、法務省及び最高裁判所からポスター、パンフレット、映画等の政府広報の協力依頼があった際には積極的に検討、協力する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	6 法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力の下に、裁判員制度をテーマとするタウンミーティングを適時に開催し、裁判員制度についての周知を図るとともに、国民の意見や要望に幅広く耳を傾け、裁判への参加に対する不安解消等に努める。(内閣府,法務省,最高裁判所,日本弁護士連合会)

【実施状況】

平成18年5月20日、法務大臣出席の下、司法制度改革全般、取り分け裁判員制度を中心とする「司法制度改革タウンミーティング イン 広島」を開催した(来場者計約260人)。(内閣府,法務省)

上記タウンミーティングの開催に協力した。(最高裁判所,日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	7 裁判官、検察官及び弁護士が参加して広く国民と対話するイベントを全国各地で開催し、国民の裁判員制度に対する意識を把握しつつ、裁判員制度の意義や裁判員の役割等を分かりやすく説明することにより、裁判員制度に関する啓発を推進する。(法務省,最高裁判所,日本弁護士連合会)

【実施状況】

法務省・検察庁は、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成18年11月から同年12月にかけて、全国の高等検察庁管内各1か所以上、合計10か所において、シンポジウムを開催し、広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら - 」を上映するとともに、各地の著名人、若い世代に知名度・好感度の高いタレント、法曹・政府の代表者等が参加するパネルディスカッションを行うなどした（来場者計約3,900人。採録記事が掲載された新聞の発行部数計約380万部）。（法務省）

法務省及び日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年1月から3月にかけて、全国の地方裁判所所在地50か所において、「裁判員制度全国フォーラム2007」を開催し、裁判員制度のあらましや裁判員選任手続の概要等を解説するビデオの上映、裁判官による選任手続の解説、各地の有識者と法曹三者等が登壇するパネルディスカッションなどを行った（来場者約1万4,000人、採録記事が掲載された新聞発行部数合計約1,800万部）。

また、各地の裁判所においても、裁判員制度についての説明会、裁判官や裁判所職員が出張して制度を解説する出張講義や具体的に刑事裁判のイメージを持ってもらうための模擬裁判を実施した（平成18年4月から11月の間に、説明会・出張講義等は約1,100回、参加者約6万7,800人。模擬裁判は約330回、参加者約1万6,000人）。（最高裁判所）

学校、市民団体が主催する裁判員制度に関する勉強会やイベントに講師を派遣した。（日本弁護士連合会）

先述の日本弁護士連合会ホームページ「裁判員制度」コーナーに、各弁護士会を通じ、裁判員制度に関する勉強会、イベントに弁護士を講師として派遣する旨記載し、「出張講座」の案内を行った。（日本弁護士連合会）

九州弁護士会連合会、福岡県弁護士会と共催で、「シンポジウム 法教育がはじまる - その基礎から実践まで - 」(平成18年8月26日)、法務省、最高裁判所、文部科学省及び日本弁護士連合会の共催で、「法教育シンポジウム - 未来を拓く法教育 in 大阪 - 」(平成18年11月19日)を開催した。（日本弁護士連合会）

【今後の予定】

引き続き、シンポジウムの開催等を行う。（法務省）

引き続き、国民と対話するイベントや説明会などを開催する。（最高裁判所）

各弁護士会等を通じての講師派遣依頼に対する対応体制は既に整備済みであり、今後積極的に全国の弁護士会へイベントの開催を働きかける。また、日本弁護士連合会としてもイベントの企画を検討する。（日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	8 裁判員の参加する刑事裁判の手続等について国民が具体的なイメージを持ち得るような広報用模擬裁判を全国で開催し、裁判員制度に関する啓発を行う。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>昨年度に作成・配布した広報用裁判員模擬評議体験の資料等を用いて、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会において、広く一般国民の参加も得て、模擬裁判を実施した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p> <p>愛知県弁護士会では平成19年2月10日、シンポジウム「なぜ自白してしまったのか？」において、裁判員模擬裁判を実施した。約600名の参加があり、日本弁護士連合会としても周知を行った。(日本弁護士連合会)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法曹三者において、引き続き、広報用模擬裁判を実施するほか、裁判所、検察庁及び弁護士会独自の模擬裁判等を企画・実施し、その成果を活用する。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p>		

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	9 「法の日」記念行事，地方自治体主催の各種行事に参加し，その機会を利用して，積極的に裁判員制度の広報活動を行う。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>平成18年10月3日，東京都港区内のホールにおいて，「法の日」週間記念行事として，裁判員制度広報映画「評議」の上映や，同映画に裁判長役として出演した俳優の榎木孝明氏を中心とし，法曹三者が解説者として参加したトークショー及びクイズ大会を行った(来場者約200人)。</p> <p>また，全国各地の裁判所，検察庁及び弁護士会において，「法の日」記念行事を開催した。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</p> <p>法務省・検察庁では，平成18年9月30日と10月1日の両日，法務省・検察庁の施設の一部を開放して「赤れんが秋まつり」と題するイベントを開</p>		

催し，一般来場者を集めての模擬裁判やシンポジウム等を行った（来場者数約2,800人）。（法務省）

全国の検察庁で，地方自治体主催の各種行事に参加し，制度説明を行ったり，パンフレット等を配布するなどした。（法務省）

【今後の予定】

引き続き，「法の日」週間記念行事その他の行事の機会を利用して，積極的に裁判員制度の広報活動を行う。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	<p>10 関係機関，関連団体等の窓口等において，裁判員制度に関するポスターの掲示やリーフレット及びパンフレットの配布等を行うとともに，関係機関，関連団体等の主催する行事において広報資料を配布するなどの広報活動を行う。特に，刑事司法の重要な一翼を担っており裁判員の参加する刑事裁判に深い関わりを有する警察においては，都道府県警察本部，警察署及び警察関連団体の窓口等において，上記ポスターやリーフレット等を活用した積極的な広報を行うとともに，警察又は警察関連団体が主催する行事においても，広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。また，都道府県教育委員会等を介して，各地の図書館など社会教育施設等において，広報資料の配布等を行う体制を構築・運用する。（警察庁，文部科学省，関係省庁等）</p>

【実施状況】

裁判員制度の広報用ポスター及びリーフレットを，各都道府県警察本部，その管下警察署，運転免許試験場等に配布の上，見やすい場所へのポスターの掲示や，リーフレットの活用などにより，一般来庁者に対する積極的な広報に努めた。（警察庁）

法務省が作成した広報用ビデオ（DVD）を，各都道府県警察本部及び管下警察署等に配布し，職員に対する教養に活用するとともに，警察関連団体との協議会等で上映するなどして，積極的な広報に努めた。（警察庁）

都道府県教育委員会等を通じ、各地の公民館、図書館等の社会教育施設等において、パンフレットの配布・備え付けを行った。(文部科学省)

都道府県生涯学習・社会教育主管部課長会議(文部科学省主催、平成18年9月26日開催)において、法教育に関するパンフレット、裁判員制度のパンフレット等を配布の上、裁判員制度等について周知するとともに、社会教育施設に対する講師派遣の仕組みを説明し、その活用を呼びかけた。(文部科学省)

公民館職員専門講座(文部科学省主催)において裁判員制度等の周知を行った。(文部科学省)

関係会議、研修会等においてパンフレット等を配付したほか、広報誌等に裁判員制度に関する記事を掲載した。(文部科学省)

沖縄総合事務局など、内閣府関係庁舎において、広報用ポスターを掲示した。(内閣府)

自治大学校が主に都道府県・政令指定都市の職員を対象としている研修の課程の中で、司法制度改革・裁判員制度に関する講義を実施した(平成18年8月7日及び平成19年2月1日)。(総務省)

法務省の協力のもと、財務省内部局、地方支分部局にポスターの配付・掲示を行い、裁判員制度の周知に努めた。(財務省)

【今後の予定】

都道府県警察本部、警察署及び警察関連団体の窓口等における広報資料等を活用した積極的な広報を継続するとともに、警察又は警察関連団体が主催する行事においても、広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。(警察庁)

自治大学校における来年度の講義について、関係機関から依頼があれば検討する予定である。(総務省)

主催する関係会議等において、裁判員制度等に関するパンフレット等を配付するなど周知を図る。(文部科学省)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	1 1 各種世論調査，モニター調査等の手法を用いて国民の意識調査を適宜行うことにより，裁判員制度の広報・啓発活動の効果の的確な把握に努め，その結果を関係省

		<p>庁等と共有するとともに、必要に応じて広報・啓発計画に修正を加え、広報内容についても再吟味するなど、国民への周知の度合い等に応じた的確な広報を行う。(内閣府、法務省、関係省庁等、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p>
<p>【実施状況】</p> <p>法務省からの要望に基づき、平成18年12月に「裁判員制度に関する特別世論調査」を実施し、裁判員制度の認知度や参加意識等を把握した。(内閣府・法務省)</p> <p>全国10か所でのシンポジウム(- 7)や「法の日」週間記念行事(- 9)、「赤れんが秋まつり」(- 9)等の各種行事において、来場者を対象としたアンケート調査を実施し、裁判員制度に対する国民の意識や、広報啓発活動の浸透・活動の在り方に関する要望等の把握に努めた。(法務省)</p> <p>裁判員制度への参加の障害となりうる国民の障害事由を詳細に把握することを目的として、平成18年10月に全国5,664人を対象とするアンケート調査を、同年10月から平成19年2月にかけて、職業の種類などの属性別にグループインタビューをそれぞれ実施した。今後、結果概要をまとめ、国民の負担に配慮した選任手続の構築等に反映していく予定。</p> <p>また、全国50か所で開催した「裁判員制度全国フォーラム2007」で来場者に質問票とアンケート用紙を配布し、制度に関する疑問、意見等を聴取した。約4,000通の質問と約9,000通のアンケート結果を分析し、今後の手続・運用の検討や広報企画の立案、実施に役立てる予定。(最高裁判所)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き、適時に世論調査や国政モニター課題報告を行っていく予定。(内閣府)</p> <p>引き続き、様々な機会を捉えて、アンケート調査等を実施し、国民の意識や、広報啓発活動の浸透度・活動の在り方に関する要望等の把握と分析に努める。(法務省、最高裁判所)</p> <p>各世論調査、モニター調査等の結果について、弁護士会独自の視点から分析を行い、的確な広報・提言を検討する。(日本弁護士連合会)</p>		

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	1 経営者団体，個別企業，職能団体，消費者生活団体，各種協同組合連合会等に対して，裁判員制度の意義等を説明するとともに協力依頼を行うことにより，これらの団体の構成員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されるよう努める。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）
<p>【実施状況】</p> <p>日本労働組合総連合会（連合），全国銀行協会，全国商工会連合会に対して，勤労者が裁判員として参加しやすい環境整備に向けて協力を要請した。</p> <p>また，各地の裁判所，検察庁及び弁護士会においても，裁判員制度広報推進地方協議会を活用するなどし，法曹三者が連携して，各地の経営者団体や個別の企業等に対し，勤労者が裁判員として参加しやすい環境整備に向けて協力を要請した。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）</p> <p>法務省及び各地の検察庁は，経営者団体等の各種団体や個別の企業に対し，様々な機会をとらえて積極的に説明・講演を行った（計約6,100回，参加者計約36万人。平成18年12月末現在）。（法務省）</p> <p>最高裁判所及び各地の裁判所は，日本経済団体連合会，日本商工会議所等の経営者団体をはじめとする各種団体や個別の企業を訪問するなどして，裁判員制度の意義，裁判員の役割を説明するとともに，裁判員として参加するための特別の休暇制度の創設等勤労者が裁判員として参加しやすい環境整備に向けた取組について理解と協力を求めた。（最高裁判所）</p> <p>平成18年8月11日，「裁判員休暇制度の導入について」とする日本弁護士連合会会長談話を公表し，各企業，国，地方公共団体に対して，裁判員に選任された国民が参加しやすい制度となるよう環境整備への協力を求めた。（日本弁護士連合会）</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き，経営者団体等の各種団体や企業に対し，理解と協力を求めるための説明に努め，出張説明会等を行う。特に各種団体・企業に対する説明については，全国の裁判所，検察庁及び弁護士会が連携協力しながら，草の根的な活動も含め，各地の団体，企業における理解が浸透するよう一層の努力をする。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）</p> <p>今後は，法務省及び日本弁護士連合会と連携し，経営者団体や個別企業等の協力を得ながら，従業員等に模擬裁判（模擬選任手続も含む。）に参加して</p>		

もらうことで、裁判員制度の意義、裁判員の役割や従業員等が裁判員として参加しやすい職場の環境作りの必要性について理解してもらうよう努める。
(最高裁判所)

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	2 企業において従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境を整備するための自主的かつ社会的な取組が行われることを促すため、関係機関が1記載のとおり企業等に対して裁判員制度の意義等を説明し協力依頼を行うに際し、企業等の参加を呼びかけるなどの積極的な協力を行う。(経済産業省、関係省庁等)
<p>【実施状況】</p> <p>平成18年9月、経済産業省各部局に対し裁判員制度に関する普及ポスターを配布(計152部)し、各部局の所管団体等に対する配布及びポスター掲示を依頼した。また、経済産業省の本館・別館の1階ロビーに同ポスター及びパンフレットの掲示を行った。</p> <p>平成19年2月、経済産業省の所管団体である日本商工会議所が発行する情報誌「石垣(2月号)」に裁判員制度に関する検事総長の寄稿文を掲載すべく調整を行った。(経済産業省、法務省)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き、企業等に対する裁判員制度の普及・啓発に努めるとともに、関係機関の協力依頼に対しては積極的な協力を行う。(経済産業省)</p>		

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	3 労働者が裁判員の職務を行う場合等が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し、使用者は労働者が裁判員の職務に必要な時間を請求した場合には拒んではならないことについて周知を行うとともに、裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を徹底する。また、裁判員制度が

		<p>円滑に実施されるためには、裁判員の職務等に対応した休暇制度を導入するなど、労使の自主的な取り組みが促進され、労働者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されることが重要であるため、その旨周知するなど、法務省、厚生労働省及び最高裁判所が連携して必要な施策を実施する。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)</p>
--	--	--

【実施状況】

平成17年9月30日付けで、労働者が裁判員の職務を行う場合が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達の発出し、裁判員として裁判に参加するために休暇をとることが法律で認められているとの解釈を明確にしたことを踏まえ、これについての周知に努めた。(厚生労働省)

パンフレット(- 2)に「裁判員として裁判に参加するために休暇をとることが、法律で認められている。休暇をとったことで会社が不利益な扱いをすることが禁じられている。」「従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われていることが期待される」旨記載して周知に努めている。併せて、経営者団体や個別企業を対象とした説明会を開催するなどして制度への理解を求めている。(- 1)(法務省、厚生労働省、最高裁判所)

改訂したブックレット(- 2)に「裁判員裁判に参加するために休暇を取得することは、法律で認められています(労働基準法7条)。また、会社が裁判員裁判に参加したことを理由に解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されています(裁判員法71条)。」と、また、イラスト入りパンフレット(- 2)に「裁判員の仕事に必要な休みを取ることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。」と記載して周知に努めている。(最高裁判所)

【今後の予定】

引き続き、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会が連携協力しながら、草の根的な活動も含め、裁判員として国民が刑事裁判に参加するに当たり休暇を取りやすくするための周知啓発に努める。(法務省、最高裁判所)

労働者が裁判員の職務を行う場合等が、労働基準法第7条の公の職務に該当する旨及び裁判員の職務に対応した休暇制度の導入に向けての労使の自主的な取組が重要であることの周知に努める。(法務省、厚生労働省、最高

裁判所)

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	<p>4 児童の保護者が裁判員の職務等により児童の養育を行うことが一時的に困難になる場合、保育所における「一時保育」・「特定保育」や、児童養護施設等における「子育て短期支援事業」を活用することにより、当該児童を短期間又は夜間に預けることが可能になることから、これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また、厚生労働省、法務省及び最高裁判所は連携して、全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努めるなど、これらのサービス・事業が十分活用されるような措置を講ずることにより、児童の保護者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)</p>
<p>【実施状況】</p> <p>法務省、厚生労働省及び最高裁判所が連携して、児童の保護者が裁判に参加するに当たり、保護者のニーズに合った保育のサービスを円滑に実施できるよう、保育所における一時保育等のサービスを一層活用するための方策についての検討を行った。</p> <p>また、児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり、保育のサービスを利用することができることの周知に努めた。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法務省、厚生労働省及び最高裁判所が連携して、裁判員として参加する児童の保護者のニーズに合った保育のサービスを円滑に利用できるよう、サービスのあり方の検討やサービスの実施主体と裁判所等との協力体制の構築など、サービスを一層活用するための方策について、さらに検討を進める。</p> <p>また、引き続き、児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり、保育のサービスが利用することができることの周知に努める。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)</p> <p>自治体に対して、裁判員制度においては一時保育を活用する方向であるこ</p>		

とについて周知するとともに、裁判員等となる児童の保護者が保育のサービスを利用しやすいような体制の構築など、制度の円滑な実施に係る取組について働きかけを行う。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	5 高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員の職務等により介護を行うことが一時的に困難となる場合、通所介護やショートステイ等の利用が可能であることから、これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また、厚生労働省、法務省及び最高裁判所は連携して、全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努め、介護している者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）
<p>【実施状況】</p> <p>法務省，厚生労働省及び最高裁判所が連携して、高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員として裁判に参加するに当たり、通所介護やショートステイ等利用可能なサービスを円滑に実施できるよう、介護保険制度や障害者自立支援制度に基づく各サービスを一層活用するための方策についての検討を行った。</p> <p>また、裁判員として高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員として裁判に参加するに当たり、介護のサービスを利用できることの周知に努めた。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）</p> <p>都道府県，政令市の担当課長が参集する全国主管課長会議等において、裁判員制度に関するパンフレットを配布し、制度の周知に努めた。（厚生労働省）</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法務省，厚生労働省及び最高裁判所が連携して、介護のサービスを円滑に利用できるよう、サービスの実施主体と裁判所等との協力体制の構築など、各サービスを一層活用するための方策について、更に検討を進める。</p> <p>また、引き続き、高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判に参加するに当たり、介護のサービスを利用することができることの周知</p>		

に努める。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

自治体に対して, 裁判員等となる高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が介護のサービスを利用しやすいような体制の構築など, 制度の円滑な実施に係る取組について働きかけを行う。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	6 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を的確に把握した上, 既存の制度について, 裁判員となる国民のニーズに十分対応し得るかを具体的に検討し, その結果に即して更に必要な措置を講ずる。(法務省, 関係省庁等)
<p>【実施状況】</p> <p>全国10か所でのシンポジウム(- 7)等において, 来場者を対象としたアンケート調査を実施し, 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を把握するよう努めた。(法務省)</p> <p>法務省からの要望に基づき, 平成18年12月に「裁判員制度に関する特別世論調査」を実施し, 裁判員制度の認知度や参加意識等を把握した。(内閣府・法務省)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き, 各種行事において, アンケート調査を実施し, 国民が裁判員として参加することについて有する不安・要望等の把握と分析に努める。(法務省)</p>		

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	1 「法教育推進協議会」において, 「法教育研究会」の報告書の趣旨を踏まえつつ, 学校教育における法教育の実践, 教育関係者に対する法教育についての研修等について更なる検討を進めるとともに, 裁判員制度を題材とした法教育のための教材・資料を作成することなどにより,

		<p>裁判員制度の導入を見据えた法教育の推進のための基盤整備を図る。(法務省, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)</p>
<p>【実施状況】</p> <p>法務省は, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会の協力を得て, 平成18年の夏季休暇期間中に全国50か所で中・高等学校の社会科教諭等を対象として, 法廷傍聴, 裁判員制度に関する説明, 法教育等を内容とした教員研修を実施した(参加教員数約1,460人)。(法務省, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)</p> <p>法務省・法教育推進協議会(及び同協議会裁判員教材作成部会)において, 中学校3年生程度を対象とする裁判員教材の作成に向けた協議を重ねた結果, 平成19年2月, 同協議会の承認を得て教材が完成した。(法務省, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)</p> <p>法務省ホームページの裁判員制度専用コーナーから同教材をPDFファイルで入手できる措置を講じた。(法務省)</p> <p>内閣府が作成・配布した裁判員制度に関する政策学習資料(- 5)につき, その作成に協力した。(法務省)</p> <p>平成18年5月18・19日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同年6月1・2日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において, 都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事に対し, 裁判員制度等の資料を配布した(- 3)。(文部科学省)</p> <p>「法教育」に関する実践研究について, 今年度新たに2団体(横浜市教育委員会, 鹿児島県教育委員会)に委嘱を行った。(文部科学省)</p> <p>平成19年2月19日に法務省から公表された, 裁判員制度を題材とした教材の作成に協力した(法教育推進協議会には, 初等中等教育局視学官が委員として参加していた)。(文部科学省)</p> <p>平成19年2月19・20日の「総合的な学習の時間」研究協議会において, 都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事及び教員等に対し, 裁判員制度を題材とした教育教材を紹介した。(文部科学省)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法務省・法教育推進協議会は, 完成した裁判員教材を活用し, 各地の中学校等で模擬授業を実施するなどの方法により, その普及を図る。(法務省)</p> <p>学校教育における法教育の充実を図るため, 来年度開催予定の各教育委員会において学校等を指導する立場にある指導主事の研修会等において, 裁判員制度等の資料を配布していく予定(- 3)。(文部科学省)</p>		

「法教育」に関する実践研究について、引き続き委嘱を行う予定。（文部科学省）

上記裁判員制度を題材とした教材について、各教育委員会等を通じて学校に対して周知を図る予定。（文部科学省）

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	2 法教育に有用な教材・資料等を教育委員会や学校に対して提供することにより、学校教育における法教育の充実を図る。また、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が授業の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。（法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

【実施状況】

全国の検察庁で、移動・出前教室を積極的に実施している。（法務省）

平成18年5月18・19日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同年6月1・2日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において、都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事に対し、裁判員制度等の資料を配布した（ - 3 ）。（文部科学省）

平成19年2月19・20日の「総合的な学習の時間」研究協議会において、都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事及び教員等に対し、裁判員制度を題材とした教育教材を紹介した（ - 1 ）。（文部科学省）

ブックレット（ - 2 ）に、より身近な話題として法廷を傍聴した高校生と裁判官との座談会を取り上げていることを踏まえ、裁判所に見学に来た学生、生徒らにこれを配布したほか、裁判員制度ウェブサイト（ - 4 ）においてキッズページを設け、クイズ形式で制度を解説している。また、裁判制度全体をビジュアルに分かりやすく、かつ親しみやすく説明した小学生向けのアニメーションビデオを制作し、裁判所に見学に来られる小学生を中心に上映しているほか、全国で貸出しも行っている。

さらに、最高裁及び各地の裁判所で、学校からの法廷見学希望や講師派遣依頼に応じて、裁判員制度のみならず、裁判についての解説などを行っている。（最高裁判所）

平成18年8月19日、弁護士及び教員を対象とした法教育夏季セミナーを開催し、法教育研究会報告書（「はじめての法教育」）を実践する上での

課題の検討や経験交流を行った。(日本弁護士連合会)

法教育に有用な教材・資料等を、学校や各弁護士会に提供した。(日本弁護士連合会)

九州弁護士会連合会、福岡県弁護士会と共催で、「シンポジウム 法教育が始まる - その基礎から実践まで - 」(平成18年8月26日)、法務省、最高裁判所、文部科学省及び日本弁護士連合会の共催で、「法教育シンポジウム - 未来を拓く法教育 in 大阪 - 」(平成18年11月19日)を開催した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

全国の検察庁は、引き続き、中学、高校等を対象とする移動・出前教室を積極的に実施する。(法務省)

学校教育における法教育の充実を図るため来年度開催予定の各教育委員会において学校等を指導する立場にある指導主事の研修会等において、裁判員制度等の資料を配布していく予定(- 3)。(文部科学省)

引き続き、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判所、検察庁及び弁護士会が授業の企画や実施等に協力できる体制の整備に努める。(文部科学省)

平成17年度制作した広報用映画「評議」(- 3)及び平成18年度企画・制作した広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」(- 3)を、全国の高校・短期大学・大学・大学院に配布するとともに、各種の広報行事で上映する。

平成18年度企画・制作したアニメーションビデオ「ぼくらの裁判員物語」(- 3)を、学生を対象とした見学会等に使用するほか、全国の図書館などに配布の上、貸出しを依頼する。

また、引き続き、教師や学生、生徒に対し、法廷傍聴、説明会、出前講義、模擬裁判等を通じて、裁判制度及び裁判員制度に関する周知活動を進める。(最高裁判所)

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	3 公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり、情報や資料を提供することなどにより、法教育の機会と内容の充実を図る。また、講座開設者側の要望に応じて、裁判官、検察官及

		<p>び弁護士が講座の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。特に、講師派遣に関する具体的な要望に応じられるようにするため、各地の地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会が協力して共通窓口を設け、社会教育施設側からの具体的な要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力して対応する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p>
<p>【実施状況】</p> <p>引き続き、法務省、文部科学省、最高裁の合意に基づき日本弁護士連合会の了解のもと、各地の裁判所、検察庁、弁護士会が協力して共通窓口を設け、公民館等の社会教育施設側からの具体的な要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力態勢を整え、これに基づき、全国的に説明会を実施した(平成17年7月1日から平成18年12月31日までの間に計425回)。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p> <p>パンフレットを全国の公民館、図書館に送付した。(文部科学省)</p> <p>公民館等の社会教育施設において、裁判員制度の教育・啓発活動に関する講座等を約380施設で実施し、約3万人が参加した。(文部科学省)</p> <p>昨年度制作した広報用映画「評議」(- 3)を全国の公立図書館に配布し、貸出しを依頼した。また、本年度企画・制作したイラスト入りパンフレット(- 2)を、各種の広報行事で配布したほか、全国の公立図書館にも配布し、貸出しを依頼した。</p> <p>さらに、公民館等の要望に応じて裁判官等を派遣し、裁判員制度に関する講演を行った。(最高裁判所)</p> <p>東京都立中央図書館での市民向け講座等に講師を派遣し、裁判員制度及び司法制度全般に関する情報や資料を提供した。(日本弁護士連合会)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き、社会教育施設等を活用した裁判員制度に関する普及啓発を推進する。(文部科学省)</p> <p>引き続き、社会教育施設に対する講師派遣を積極的に実施する。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</p> <p>平成18年度制作した映画「裁判員」を全国の公立図書館に配布し、貸出しを依頼する。(最高裁判所)</p> <p>公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり、情報や資料を提供することなどにより、法教育の機会と内容の充実を図る。(日本弁護士連合会)</p>		

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	4 全国都道府県教育委員会連合会，生涯学習・社会教育 主管部課長会議など各種研修会等の機会に，法教育に関 する資料等を配布するとともに，これら研修等に，裁判 官，検察官及び弁護士が協力できるような体制の整備を 図ることにより，法教育の機会と内容の充実を図る。（法 務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会）
<p>【実施状況】</p> <p>法務省は，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会の協力を得て，平成18年の夏季休暇期間中に全国50か所で中学校及び高等学校の社会科教諭等を対象として，法廷傍聴，裁判員制度に関する説明，法教育等を内容とした教員研修を実施した（参加教員数約1,460人）。（法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会）</p> <p>平成18年5月18・19日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同年6月1・2日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において，都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事に対し，裁判員制度等の資料を配布した（ - 3 ）。（文部科学省）</p> <p>法務省等の主催する法制度と法教育に関する夏季教員研修を後援するとともに，その実施について，各教育委員会に対して周知を図った。（文部科学省）</p> <p>法務省等の主催する裁判員制度を含む法教育の教員研修への協力について，各教育委員会等に対して周知を図った。（文部科学省）</p> <p>法務省の主催する「法教育シンポジウム」（平成18年11月19日開催）について，共催するとともに，各教育委員会に対して周知を図った。（文部科学省）</p> <p>平成19年2月19・20日の「総合的な学習の時間」研究協議会において，都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事及び教員等に対し，裁判員制度を題材とした教育教材を紹介した（ - 1 ）。（文部科学省）</p> <p>都道府県生涯学習・社会教育主管部課長会議（文部科学省主催，平成18年9月26日開催）において，法教育に関するパンフレット，裁判員制度のパンフレット等を配布の上，裁判員制度等について解説するとともに，社会教育施設に対する講師派遣の仕組みを説明し，その活用を呼び掛けた（ - 10 ）。（文部科学省）</p>		

平成18年7月10日、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の共催により裁判員制度及び法教育の理解を深めることを目的に「夏季教員研修 - 裁判員制度と法教育について - 」を中・高等学校の教員を対象に実施した。

(日本弁護士連合会)

法教育をテーマとする東京都教職員研修センターの平成18年度選択課題研修について、講師派遣を行った。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

引き続き、教員研修を発展・拡大させ、文部科学省の協力を得て、地域の実情に応じた時季に中学校及び高等学校の社会科教諭等を対象とした裁判員制度等に関する研修を実施する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

引き続き、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判所、検察庁及び弁護士会が授業の企画や実施等に協力できる体制の整備に努める(- 2)。(文部科学省)

全国都道府県教育委員会連合会、生涯学習・社会教育主管部課長会議、各教育委員会において学校等を指導する立場にある指導主事の研修会など、各種研修会等の機会に、裁判員制度等の資料を配布するとともに、これら研修等に、裁判官、検察官及び弁護士が協力できる体制の整備を図る。(文部科学省)

引き続き、生涯学習・社会教育主管部課長会議等において、裁判員制度等について解説するとともに、社会教育施設に対する講師派遣の仕組みを説明し、その活用を呼びかける。(文部科学省)

社会教育主事講習(全国14会場にて開催予定)において、裁判員制度に関する教育・啓発活動を行う。(文部科学省)

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	5 法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の機会を積極的に設け、裁判官、検察官及び弁護士が法教育に関与し得るよう努める。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

法務省・検察庁では、全国の中学、高校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施している(合計約1,000回、参加者計約5万3,000人。平

成18年12月末現在)。(法務省)

全国各地において、法廷傍聴時の解説、模擬裁判や出前講義等を行い、裁判官も積極的に関与して、裁判員制度のみならず、裁判についての解説等を行っている。(最高裁判所)

全国各地の学校や各種団体等へ講師を派遣して講演会や出張講義等を行ったほか、法廷傍聴・模擬裁判・説明会などを積極的に行った。(日本弁護士連合会)

各地でサマースクールやジュニアロースクールを開催し、子どもたちを対象に模擬裁判等を行った。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

引き続き、法廷傍聴、説明会、出前講義、模擬裁判等を通じて、裁判制度及び裁判員制度に関する周知活動を進めていく。(最高裁判所)

法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の取組をより一層強化するとともに、社会科見学等での裁判員制度への説明等の機会をより一層充実する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
【実施状況】	具体的施策	1 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保しつつ、手続検討や広報のための模擬裁判を全国各地で早期に実施できるようにするため、法廷を中心とした裁判所諸施設の改修等の物的基盤を整備するとともに、必要な人員の確保等の人的基盤を整備する。(最高裁判所)

法廷等の裁判員制度関連施設の整備を進めており、本年度末には、36庁において裁判員制度の法廷が一室は完成する。また、奈良、福井、岡山等の22庁において法廷のほか評議室等の必要なすべての施設整備が完了する。

また、制度発足時の平成21年度に向けて、計画的に人的態勢の整備を行っていく必要があることを踏まえ、平成19年度予算案には、裁判員制度導入の態勢整備等を増員要求の理由とし、裁判官75人及び書記官130人の増員を計上している。(最高裁判所)

【今後の予定】

平成19年度政府予算案に新規に必要な経費が計上された15庁を含め、残り38庁において必要な施設整備を早急に進めていく予定。

また、人的基盤についても、今後とも訴訟事件等の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢を整備するため、しかるべき増員を継続していく予定。（最高裁判所）

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	2 裁判員候補者名簿調製作業における関係諸機関との連携及び裁判員選定事務の効率化によって、質問事項や呼出人数の絞り込みを図り、裁判員候補者たる一般国民の負担を軽減する。（最高裁判所）

【実施状況】

平成18年1月から2月にかけて実施した裁判員制度に関する全国規模のアンケート調査により、裁判員制度への参加の障害となりうる国民の生活状況等の事情を把握することができた。これを踏まえて、同年11月、国民の負担にできるだけ配慮した選任手続のイメージ案を作成、公表した。現在は、このイメージ案を基本としつつ裁判員制度の実施に必要な諸規定を盛り込んだ最高裁判所規則を平成19年6月を目途に制定できるよう、作業を行っている。併せて、引き続き、国民の生活状況等の事情を詳細に把握するべく、調査を実施しているところである。

また、裁判員候補者予定者名簿については、市町村選管から電子データで裁判員候補者予定者名簿の送付を受けられるよう、現在、受け手（裁判所）の側におけるシステム開発の準備を進めている。（最高裁判所）

【今後の予定】

平成19年6月を目途に上記最高裁判所規則を制定し、これを踏まえて、更に運用の詳細を詰めていく予定。また、裁判員候補者予定者名簿の関係では、同年4月から上記システム開発に着手するが、今後は、総務省及び各市町村の理解と協力を得ながら、裁判員候補者予定者名簿に関わる技術的事項を詰めていく予定である。（最高裁判所）

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	3 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保するため、必要な人員の確保に努めるとともに、各検察庁の実情に応じて人材養成の観点を含め必要な体制の整備を図るなど、人的基盤を整備する。(法務省)
<p>【実施状況】</p> <p>検察庁においては、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の態勢整備を行っている。</p> <p>なお、平成19年度予算案には、治安の回復及び司法制度改革の推進等に適切に対応していくため、検察庁職員256人の増員を計上しているほか、裁判員制度を円滑に実施するための検察官及び検察事務官に対する研修経費を計上している。(法務省)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法務省・検察庁は、引き続き、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の態勢整備等を行う。(法務省)</p>		

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	4 各弁護士会の実情把握のための調査、弁護士の業務態勢の検討、弁護士会が設置する公設事務所の拡充、日本司法支援センターの契約弁護士(常勤弁護士を含む)の確保などにより、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護人の体制を整備する。(日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>日本司法支援センターの契約弁護士(常勤スタッフ弁護士を含む。)の確保に関し、被疑者及び被告人国選弁護制度の担い手である国選弁護人契約弁護士を1万449名確保した(平成19年1月30日現在)。また、日本司法支援センターに常時勤務し、被疑者及び被告人国選弁護制度などを担う常勤スタッフ弁護士を24名確保した(平成19年2月1日現在。赴任予定者を含む。)(日本弁護士連合会)</p> <p>国選弁護人契約弁護士の確保に向けた取組として、平成18年10月に弁</p>		

護士登録した新規登録会員等に対し、日本司法支援センターとの国選弁護人契約の締結を促すべく広報等を行った。（日本弁護士連合会）

常勤スタッフ弁護士の確保に向けた取組として、常勤スタッフ弁護士及びその希望者を一定期間養成するための「常勤スタッフ弁護士養成事務所」を99事務所確保した（平成19年2月13日現在）。また、司法修習生（予定者含む。）に対して、同センターの意義や常勤スタッフ弁護士の役割等を説明する各種企画を実施し、パンフレット等を作成して、司法修習生（予定者含む。）に配布した。（日本弁護士連合会）

平成18年10月から11月にかけて、「裁判員裁判弁護のあり方に関する意見交換会」を全国8ブロックで開催し、多数の会員の参加があった。（日本弁護士連合会）

平成18年7月20日、テンプル大学ロースクール教授を招聘し、公判弁護技術に関する研修を会員向けに実施した。（日本弁護士連合会）

平成18年10月31日、「公判前整理手続」に関する会員向け研修を行った。全国で約2000人の会員が受講し、同手続の現状及び実践方法について学んだ。（日本弁護士連合会）

全国の弁護士会における研修への講師派遣体制を整備した。（日本弁護士連合会）

【今後の予定】

各弁護士会の実情把握のための調査、弁護士の業務態勢の検討、弁護士会が設置する公設事務所の拡充、日本司法支援センターの契約弁護士（常勤スタッフ弁護士を含む。）の確保、常勤スタッフ弁護士及びその希望者を一定期間養成する「常勤スタッフ弁護士養成事務所」の確保などにより、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護士の体制の整備に向けた取組を、より一層強化する。（日本弁護士連合会）

日本弁護士連合会主催で会員に対する研修を全弁護士会を衛星中継で結び全国一斉に実施する。（日本弁護士連合会）

各ブロックごとの意見交換会を実施する。裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護士の体制の整備に向けた取組を、より一層強化する。各弁護士会で裁判員裁判を担える弁護士を養成することとし、具体的な人員を目標に掲げて実現する。（日本弁護士連合会）

弁護実践のためのマニュアル、資料集を作成して全会員に配布する。（日本弁護士連合会）